
「定款」等の一部改正等について

日証協 平 22. 10. 8

本協会では、10 月 1 日の臨時総会において承認された、「定款」の一部改正について、
10 月 8 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款の施行に関する規則」等についても、一部改正することとした。

本改正は、平成 22 年 10 月 8 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」等の一部改正等について

平成 22 年 10 月 8 日

日 本 証 券 業 協 会

．改正等の趣旨

1．行動規範委員会の位置付けの見直しに伴う「定款」等の一部改正等について

本協会では、協会員が法令及び規則等に直接定めはないものの、望ましくない重大な事案と判断する協会員の行動又は慣行については、定款第 65 条の特別委員会の規定に基づき設置した行動規範委員会によって審議し、理事会に意見を述べるができることとなっている。

今般、行動規範委員会の役割の重要性にかんがみ、同委員会の位置付けを、本協会の自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会と同様に、定款に規定する理事会権限を委任された会議体に位置付けの変更を行い、併せて、権限等の明確化を図るため、「定款」等の一部改正等を行うこととする。

2．積立金に関する規定の廃止等に伴う「定款」等の一部改正について

定款第 16 条の規定に基づく積立金（協会員に対し、本協会に積み立てさせることができる積立金）は、すでに存在しておらず、今後においても積立てを行う見込みはないことから、積立金に関する規定を削るため、「定款」等の一部改正を行うこととする。

．改正等の骨子

1．行動規範委員会の位置付けの見直しに伴う「定款」等の一部改正について

（1）「定款」の一部改正について

理事会は、行動規範について、次に掲げる事項を決議する権限を行動規範委員会に、当該事項を執行する権限を行動規範委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任することとする。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

イ 行動規範又はモデル倫理コードの制定、改正及び廃止並びに公表及び周知に関する事項

ロ 協会員の行動又は慣行に関する事案の調査及び審議並びにその結果の公表に関する事項

ハ 法令及び定款その他の規則等の制定、改正及び廃止に係る自主規制会議又は証券戦略会議に対する建議に関する事項

（第 56 条第 5 項）

本協会に行動規範委員会を置く。

（第 64 条の 2 第 1 項）

行動規範委員会の構成は、行動規範委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。
(第64条の2第2項)

会員委員	2人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	4人

行動規範委員会委員長及び行動規範委員の選任方法等について規定する。

イ 行動規範委員会委員長は、公益理事が兼任する。

(第42条第3項、第64条の2第5項)

ロ 会員委員は、会員理事のうちから選任する場合は、理事会の同意を得て選任する。また、会員理事以外の者から選任する場合は、会員が会員代表者若しくはこれに準ずる者から選挙で選任する。

また、特別会員委員についても会員委員と同様の方法により選任する。

(第64条の2第6項、第7項)

行動規範委員会委員は、理事会の同意を得て、あらかじめその代理人1人又は若干人を選任することができることとする。また、委員は、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、当該代理人のうち1人を行動規範委員会に出席させることができることとする。(第64条の2第9項)

行動規範委員会委員は、の規定により行動規範委員会に出席させた代理人の議決権行使のほか一切の行為について、責任を負うものとする。

(第64条の2第10項)

公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。

(第64条の2第13項)

その他所要の整備を図る。

(第56条第2項～第4項、第6項、第64条第4項 他)

(2)「定款の施行に関する規則」の一部改正について

- ・「行動規範」及び「モデル倫理コード」の定義について規定する。

(第18条の2)

(3)「行動規範委員会規則」の制定について

- ・自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会のそれぞれの規則と同様に、委員会の構成、運営等に関し必要な事項を規定する他、本委員会の固有の規定として、必要に応じて協会員から事情聴取又は意見聴取を行う規定を整備する。

(第1条～第15条)

(4)「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の一部改正について

行動規範委員会の位置付けの変更及び「行動規範委員会規則」の制定に伴い、行動規範委員会を定款第 65 条の規定に基づき設置される特別委員会と規定している部分を削るなど、所要の整備を行う。(第 4 条)

(5)「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

行動規範委員会の位置付けの変更に伴い、行動規範委員会委員の推薦に関し、所要の整備を行う。(第 1 条、第 3 条第 2 項)

(6)「役員選挙規則」の一部改正について

行動規範委員会の位置付けの変更に伴い、行動規範委員会委員の選挙に関し、所要の整備を行う。(第 1 条、第 2 条、第 4 条第 1 項、第 22 条)

2. 積立金に関する規定の廃止等に伴う「定款」等の一部改正について

(1) 積立金に関する規定を削る。

(定款第 16 条、第 27 条、第 28 条第 1 項第 5 号、第 64 条第 4 項第 4 号、経理規則第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 27 条)

(2) 積立金に関する規定の廃止に伴い、定款第 27 条(基金、積立金等の返還の制限)を合わせて削除する一方、基金の返還制限については、別途規定する。

(定款第 24 条第 3 項、第 82 条第 2 項)

(3) その他、リース会計基準(平成 20 年度から適用)について、経理規則における会計方針について当該基準に基づき改正する。(経理規則第 48 条第 3 号)

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

以 上

この改正は、平成 22 年 10 月 8 日(定款改正認可の日)から施行します。

「定款」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 第 1 節 権利及び義務 第 16 条 <u>削除</u> 第 2 節 加入及び脱退 (加入の承認を受けた場合における入会金の納付) 第 24 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 協会員は、第 1 項に規定する入会金について返還を受けることができない。</u> 第 27 条 <u>削除</u>	第 2 章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 第 1 節 権利及び義務 (積 立 金) 第 16 条 <u>本協会は、必要があると認めるときは、会員に積立金を本協会に積み立てさせることができる。</u> <u>2 積立金の積立て、管理等に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。</u> <u>3 本協会は、会員が会費、特別会費又は会員が本協会に対して債務を有する場合においてその債務に相当する額の金銭を所定の期日までに納入しないときは、当該未納入に係る金額をその会員の積立金から控除し、これに充てることができる。</u> 第 2 節 加入及び脱退 (加入の承認を受けた場合における入会金の納付) 第 24 条 本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。 2 入会金の額は、定款施行規則で定める。 (新 設) (基金、積立金等の返還の制限) 第 27 条 <u>会員が本協会を脱退するときは、第 82 条に規定する基金その他本協会の財産について返還を受けることができない。</u> <u>2 本協会は、本協会を脱退する会員が本協会若しくは他の協会員との間に債務を有する場合又</u>

新	旧
第 3 節 処分及び勧告 (会員の処分等) 第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。 1 } 2 } (現行どおり) 3 } 5 本協会に納入をしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入をしないとき。 6 } 7 } (現行どおり) 8 } 2 } 3 } (現行どおり) 4 } 第 4 章 機 関 第 2 節 役員等 (役員を選任) 第 42 条 (現行どおり)	は係争中の紛争若しくは訴訟がある場合は、その脱退する会員が本協会に積み立てている第 16 条に規定する積立金の全部又は一部の返還を停止することができる。 3 前 2 項の規定は、会員が第 12 条第 2 項第 2 号の規定に該当することとなった場合又は次条の規定により除名の処分を受けた場合についてこれを準用する。 第 3 節 処分及び勧告 (会員の処分等) 第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。 1 } 2 } (省 略) 3 } 5 本協会に納入又は積立てをしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入又は積立てをしないとき。 6 } 7 } (省 略) 8 } 2 } 3 } (省 略) 4 } 第 4 章 機 関 第 2 節 役員等 (役員を選任) 第 42 条 (省 略)

新	旧
2 (現行どおり) 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、<u>1人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。</u> 4 } 7 } (現行どおり) 9 } (会長及び副会長の選任) 第 43 条 (現行どおり) 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長、<u>総務委員会委員長及び行動規範委員会委員長</u>は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。 3 (現行どおり) 第 3 節 理 事 会 (理事会の権限) 第 56 条 (現行どおり) 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、<u>当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。</u>ただし、本協会の<u>業務の適正な運営</u>を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。	2 (省 略) 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任する。 4 } 7 } (省 略) 9 } (会長及び副会長の選任) 第 43 条 (省 略) 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長<u>及び総務委員会委員長</u>は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。 3 (省 略) 第 3 節 理 事 会 (理事会の権限) 第 56 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務を監督する。 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、<u>これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。</u>ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。

新	旧
$\left. \begin{array}{l} 1 \\ \vdots \\ 9 \end{array} \right\} \quad (\text{現行どおり})$ 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、<u>当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> $\left. \begin{array}{l} 1 \\ \vdots \\ 3 \end{array} \right\} \quad (\text{現行どおり})$ 4 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、<u>当該事項を執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> 5 <u>第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める行動規範について、次の各号に掲げる事項を決議する権限を行動規範委員会に、当該事項を執行する権限を行動規範委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> 1 <u>定款施行規則で定める行動規範及びモデル倫理コードの制定、改正及び廃止並びに公表及び周知に関する事項</u> 2 <u>協会の行動又は慣行に関する事案の調査及び審議並びにその結果の公表に関する事項</u> 3 <u>法令及び定款その他の規則等の制定、改正及</u>	$\left. \begin{array}{l} 1 \\ \vdots \\ 9 \end{array} \right\} \quad (\text{省 略})$ 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、<u>これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> $\left. \begin{array}{l} 1 \\ \vdots \\ 3 \end{array} \right\} \quad (\text{省 略})$ 4 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、<u>これらを執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> (新 設)

新	旧
<u>び廃止又はそれらの要望に係る自主規制会議又は証券戦略会議に対する建議に関する事項</u> <u>6</u> 理事会は、前<u>4</u>項により委任した事項について報告を求めることができる。 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び行動規範委員会 (総務委員会) 第 64 条 (現行どおり) <u>2</u> } (現行どおり) <u>3</u> } <u>4</u> 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。 1 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項 2 本協会の予算及び決算に関する事項 3 会費及び特別会費に関する事項 (削 る) <u>4</u> 協会の加入及び脱退に関する事項 <u>5</u> 本協会の主たる財産の管理に関する事項 <u>6</u> 定款施行規則に関する事項 <u>7</u> 経理規則に関する事項 <u>8</u> <u>自主規制会議、証券戦略会議及び行動規範委員会の所管に属さない事項</u> <u>5</u> } (現行どおり) <u>12</u> }	<u>5</u> 理事会は、前<u>3</u>項により委任した事項について報告を求めることができる。 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会 (総務委員会) 第 64 条 理事会に総務委員会を置く。 <u>2</u> } (省 略) <u>3</u> } <u>4</u> 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。 1 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項 2 本協会の予算及び決算に関する事項 3 会費及び特別会費に関する事項 <u>4</u> <u>協会の積立金の管理に関する事項</u> <u>5</u> 協会の加入及び脱退に関する事項 <u>6</u> 本協会の主たる財産の管理に関する事項 <u>7</u> 定款施行規則に関する事項 <u>8</u> 経理規則に関する事項 <u>9</u> <u>自主規制会議及び証券戦略会議の所管に属さない事項</u> <u>5</u> } (省 略) <u>12</u> }

新	旧						
<u>(行動規範委員会)</u> <u>第 64 条の 2 本協会に行動規範委員会を置く。</u> <u>2 行動規範委員会の構成は、行動規範委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。</u> <table data-bbox="188 495 563 633"> <tr> <td><u>会員委員</u></td><td><u>2 人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>特別会員委員</u></td><td><u>2 人以内</u></td></tr> <tr> <td><u>公益委員</u></td><td><u>4 人</u></td></tr> </table> <u>3 行動規範委員会は、第56条第 5 項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。</u> <u>4 行動規範委員会は、第56条第 5 項各号に掲げる事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。</u> <u>5 行動規範委員会委員長は、第42条第 3 項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。</u> <u>6 会員委員は、会員理事のうちから選任する場合は、会長が理事会の同意を得て会員理事のうちからこれを選任し、会員理事以外から選任する場合は、会員が会員代表者若しくはこれに準ずる者のうちからこれを選挙する。</u> <u>7 特別会員委員は、特別会員理事のうちから選任する場合は、会長が理事会の同意を得て特別会員理事のうちからこれを選任し、特別会員理事以外から選任する場合は、特別会員が特別会員代表者若しくはこれに準ずる者のうちからこれを選挙する。</u>	<u>会員委員</u>	<u>2 人以内</u>	<u>特別会員委員</u>	<u>2 人以内</u>	<u>公益委員</u>	<u>4 人</u>	(新 設)
<u>会員委員</u>	<u>2 人以内</u>						
<u>特別会員委員</u>	<u>2 人以内</u>						
<u>公益委員</u>	<u>4 人</u>						

新	旧
<u>8 公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。</u> <u>9 委員は、理事会の同意を得て、あらかじめ代理人1人又は若干人を選任し、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、当該代理人のうち1人を行動規範委員会に出席させることができる。ただし、会員委員の代理人は会員代表者又はこれに準ずる者に、特別会員委員の代理人は特別会員代表者又はこれに準ずる者に、公益委員の代理人は公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者に、それぞれ限るものとする。</u> <u>10 委員は、前項の規定により行動規範委員会に出席させた代理人の議決権行使のほか一切の行為について、責任を負うものとする。</u> <u>11 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選任又は選挙することができる。</u> <u>12 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選任又は選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う委員（以下この条において「臨時委員」という。）を選任することができる。</u>	

新	旧
<u>13 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、第11項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>14 第12項の規定により選任された臨時委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。</u> <u>1 臨時委員に就任した日から3か月を経過する日</u> <u>2 後任の委員が就任する日の前日</u> <u>3 前任の委員の任期が満了する日</u> <u>15 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。</u> <u>16 行動規範委員会は、第56条第5項各号に掲げる事項について必要と認めるときは、小委員会を置くことができる。</u> <u>17 行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「行動規範委員会規則」をもって定める。</u> 第 5 章 会 計 (基 金) 第 82 条 (現行どおり) <u>2 協会員は、前項に規定する基金について返還を受けることができない。</u> <u>3 (現行どおり)</u> 付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	第 5 章 会 計 (基 金) 第 82 条 本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。 (新 設) <u>2 本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。</u>

新	旧
2 この改正の施行後最初に選任又は選挙される行動規範委員会の委員の任期については、第 64 条の 2 第 13 項の規定にかかわらず、行動規範委員会委員長及び公益委員は平成 24 年 6 月 30 日まで、その他の委員は平成 23 年 6 月 30 日までとする。	

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(行動規範等) 第 18 条の 2 <u>定款第 56 条第 5 項に規定する行動規範とは、定款第 7 条第 1 項各号に規定する業務に関連し、かつ、法令及び定款その他の規則等に直接定めのない事項に関する、金融商品取引業を営む者として望ましいとされるべき行動又は慣行をいう。</u> 2 <u>定款第 56 条第 5 項に規定するモデル倫理コードとは、協会員が、有価証券の売買その他の取引等について、当該協会員が取り扱う金融商品及び取引に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有する際に、当該倫理コードに含めなければならない内容として本協会が提示する雛型をいう。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(新 設)

行 動 規 範 委 員 会 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第64条の2第17項の規定に基づき、行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議 事 細 則)

第 2 条 行動規範委員会は、行動規範委員会に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 行動規範委員会

(委 員)

第 3 条 定款第64条の2第6項及び第9項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第3条第3項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。以下同じ。)の役員又は従業員を、定款第64条の2第7項及び第9項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第3条第5項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。

2 会員委員及び特別会員委員の選挙は、「役員選挙規則」に定めるところによる。

3 公益委員、会員委員及び特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。

4 委員(定款第64条の2第2項に掲げる者をいう。以下第14条までにおいて同じ。)の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(副 委 員 長)

第 4 条 行動規範委員会に副委員長1人又は若干人を置く。

2 副委員長は、委員長(定款第64条の2第5項に規定する行動規範委員会委員長をいう。以下第14条までにおいて同じ。)が、委員の同意を得て、委員のうちからこれを選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときはその職務を行い又は代理する。

(行動規範委員会の招集)

第 5 条 行動規範委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定 足 数)

第 6 条 行動規範委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議 決)

第 7 条 行動規範委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、行動規範委員会が公表を行う議事については、出席した委員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、行動規範委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(議決権の代理行使)

第 8 条 委員は、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、定款第64条の2第9項に基づき出席した代理人によって、その議決権を行使することができる。

(理事会との関係)

第 9 条 行動規範委員会は、委任された事項に係る決議の内容を理事会に報告するものとする。

(書面等による行動規範委員会)

第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、行動規範委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、行動規範委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 第7条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第 11 条 行動規範委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 前条第1項に規定する書面による行動規範委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(協会員への事情聴取)

第 12 条 行動規範委員会は、協会員の行動及び慣行について審議すべき事案が発生した場合は、事実関係を確認するため、必要に応じて当該協会員から事情聴取を行う。

2 前項の事情聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者が出席できない場合には、その代理人(定款第17条第1項に規定するその代理人、同第30条で準用する同第17条第1項に規定するその代理人又は同第33条で準用する同第17条第1項に規定するその代理人をいう。次条において同じ。)を出席させることができる。

3 協会員は、行動規範委員会から第1項の事情聴取を求められた場合には、これに出席し、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で説明しなければならない。

(協会員への意見聴取)

第 13 条 行動規範委員会は、前条第1項の事情聴取の結果、協会員の行動又は慣行が行動規範に基づいたものではないと判断した場合は、当該協会員の主張を確認するため、必要に応じて当該協会員から意見聴取を行う。

2 前項の意見聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者が出席できない場合には、その代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 14 条 委員長は、必要があると認めるときは、行動規範委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第 15 条 行動規範委員会は、必要があると認めるときは、理事会の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2 小委員会は、行動規範委員会の委員、協会員の役員若しくは従業員(会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。)又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

3 小委員会の委員は、行動規範委員会委員長の推せんにより、会長がこれを選任する。

- 4 小委員会に委員長 1 名を置き、必要に応じて副委員長 1 名又は若干人を置くことができる。
- 5 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会の委員のうちから、行動規範委員会委員長の推せんにより、会長がこれを選任する。
- 6 第 5 条から第 7 条、第 10 条、第 11 条及び第 14 条の規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中、「行動規範委員会」とあるのは「小委員会」と読み替える。

付 則

この規則は、本協会が別に定める日から施行する。

「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 9 月 14 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(報告及び説明義務)	(報告及び説明義務)
第 4 条 (現行どおり)	第 4 条 協会員は、法令及び規則等に直接定め はないものの倫理コードに照らして望ましくな いものであると判断する事案又は望ましくな いものに発展するおそれがあると判断する事案に ついて、自主的に本協会に報告するものとす る。
2 (現行どおり)	2 本協会が協会員の行動及び慣行に関する事案 の発生及び存在を把握した場合（前項による報 告を受けた場合を含む。）で、当該事案が法令 及び規則等に直接定めはないものの倫理コード に照らして本協会が望ましくないのでであると 判断するとき又は望ましくないのでに発展する おそれがあると判断するときは、当該事案（以 下「重大な事案」という。）に係る協会員 に対し、説明を求めることができる。
(削 る)	3 <u>本協会は、前項に規定する重大な事案につい て、必要に応じ、行動規範委員会において検討 を行う。</u>
(削 る)	4 <u>前項の行動規範委員会は、定款第 6 5 条の規 定に基づき設置される特別委員会とする。</u>
3 協会員は、 <u>前項</u> に基づき、本協会から重大な 事案に係る説明を求められた場合には、法令及 び行政当局等公的機関による命令等に反しない 範囲で速やかに説明しなければならない。	5 協会員は、 <u>第 2 項</u> に基づき、本協会から重大 な事案に係る説明を求められた場合には、法令 及び行政当局等公的機関による命令等に反しな い範囲で速やかに説明しなければならない。
(削 る)	6 <u>協会員は、本協会から重大な事案について、 行動規範委員会への出席及び説明を求められた 場合には、これに出席し、法令及び行政当局等 公的機関による命令等に反しない範囲で説明し なければならない。</u>

新	旧
(削る) 付則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>7 その他、協会員は行動規範委員会の運営について、必要な協力を行うものとする。</u>

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、<u>「自主規制会議規則」第 3 条第 3 項、「証券戦略会議規則」第 3 条第 3 項、「総務委員会規則」第 3 条第 2 項及び「行動規範委員会規則」第 3 条第 3 項</u>の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。 第 2 章 人事推薦合同委員会 (構 成) 第 3 条 (現行どおり) 2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。） 会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。） 会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに<u>総務委員会委員及び行動規範委員会委員（会員理事又は特別会員理事のうちから選任される委員を除く。）</u>の候補者（定款第42条の2第1項に規定する補欠の会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに同条第2項に規定する補欠の公益理事の候補者を含む。）を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 3 (現行どおり)	第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、自主規制会議規則第 3 条第 3 項、証券戦略会議規則第 3 条第 3 項<u>及び総務委員会規則第 2 条第項の規定に基づき</u>、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。 第 2 章 人事推薦合同委員会 (構 成) 第 3 条 (省 略) 2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。） 会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者を除く。以下この条において同じ。） 会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者（定款第42条の2第1項に規定する補欠の会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに同条第2項に規定する補欠の公益理事の候補者を含む。）を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 3 (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

「役員選挙規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第42条第 8 項及び第 42 条の 2 第 3 項、「自主規制会議規則」第 3 条第 2 項、<u>「証券戦略会議規則」第 3 条第 2 項並びに「行動規範委員会規則」第 3 条第 2 項</u>の規定に基づき、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者及び総務委員会委員長を兼ねる者を含む。以下同じ。）特別会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員及び特別会員委員、<u>証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員及び特別会員委員</u>の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員、<u>証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員</u>に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事、<u>自主規制会議の特別会員委員及び行動規範委員会の特別会員委員</u>に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第 8 条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員、<u>証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員</u>をいう。以下同じ。）の候補者について連記無記名投票によ	第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 42 条第 8 項及び第 42 条の 2 第 3 項、「自主規制会議規則」第 3 条第 2 項<u>並びに「証券戦略会議規則」第 3 条第 2 項</u>の規定に基づき、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者及び総務委員会委員長を兼ねる者を含む。以下同じ。）特別会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の会員委員の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事<u>及び</u>会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事<u>及び</u>自主規制会議の特別会員委員に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第 8 条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員<u>並びに証券戦略会議の会員委員</u>をいう。以下同じ。）の候補者について連記無記名投票により行う。

新	旧
り行う。 2 (現行どおり) 第 3 章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第 22 条 第 3 条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員」とあるのは「特別会員」と、「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 4 条第 1 項中「会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員、<u>証券戦略会議の会員委員並びに行動規範委員会の会員委員をいう。</u>」とあるのは「<u>特別会員理事、自主規制会議の特別会員委員及び行動規範委員会の特別会員委員をいう。</u>」と、それぞれ読み替える。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	2 (省 略) 第 3 章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第 22 条 第 3 条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員」とあるのは「特別会員」と、「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 4 条第 1 項中「会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員<u>並びに証券戦略会議の会員委員をいう。</u>」とあるのは「<u>特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員をいう。</u>」と、それぞれ読み替える。

「経理規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(会計区分)	(会計区分)
第 5 条 (現行どおり)	第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する本会計は、会員に係る会計（以下「会員会計」という。）及び特別会員に係る会計（以下「特別会員会計」という。）とし、それぞれ区分して処理する。
2 (現行どおり)	2 会員会計及び特別会員会計には、それぞれ一般会計と定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計の会計区分を設ける。
3 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて会員会計に特別会計を設けることができる。	3 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費及び定款第 16 条に規定する積立金については、必要に応じて会員会計に特別会計を設けることができる。
4 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて特別会員会計に特別会計を設けることが出来る。	4 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費及び定款第 16 条に規定する積立金については、必要に応じて特別会員会計に特別会計を設けることが出来る。
第 3 章 金銭及び有価証券	第 3 章 金銭及び有価証券
(支払)	(支払)
第 21 条 金銭の支払は、原則として、本協会が発行する線引小切手によるものとする。ただし、 <u>少額</u> の支払については、定額資金前渡制度による小口現金をもって支払うことができる。	第 21 条 金銭の支払は、原則として、本協会が発行する線引小切手によるものとする。ただし、 <u>小額</u> の支払については、定額資金前渡制度による小口現金をもって支払うことができる。
2 (現行どおり)	2 金銭を支払うときは、受取人の記名押印のある領収証を受領しなければならない。ただし、金融機関への振込みにより支払を行う場合は、

新	旧
3 (現行どおり) (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 出納責任者は、前条に規定する残高照合により、金銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、<u>主管責任者は、</u>財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けなければならない。 (取引金融機関) 第 24 条 <u>金融機関における口座の開設又は廃止</u>は、会長の承認を得てこれを行う。 (預金取引等の名義) 第 25 条 (現行どおり) 2 前項ただし書に規定する代理人は、原則として、定款第 43 条第 3 項に規定する副会長又は<u>同第 73 条に規定する地区会長とする。</u> 第 4 章 資 金 第 27 条 <u>削除</u>	当該金融機関の振込金領収証をもって受取人の領収証に代えることができる。 3 第 1 項ただし書に規定する定額資金前渡制度による小口現金の額は、財務担当責任者がこれを決定する。 (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 出納責任者は、前条に規定する残高照合により、金銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けなければならない。 (取引金融機関) 第 24 条 <u>取引金融機関の決定及び改廃</u>は、会長の承認を得てこれを行う。 (預金取引等の名義) 第 25 条 預金取引等の名義は、定款第 43 条第 1 項に規定する会長名とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、会長に代理人を置き、代理人名義とすることができる。 2 前項ただし書に規定する代理人は、原則として、定款第 43 条第 3 項に規定する副会長又は地区会長とする。 第 4 章 資 金 (積立金の管理及び運用) 第 27 条 <u>会員から受け入れた定款第 16 条に規定する積立金は、会員会計の他の資産と区分して管理し、理事会が定める基準により、運用を</u>

新	旧
(回収不能債権の償却) 第 30 条 回収不能債権を償却するときは、予め理事会の承認を受けなければならない。ただし、償却しようとする回収不能債権の額が<u>少額</u>の場合は、この限りでない。 第 8 章 決 算 (重要な会計方針等) 第 48 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 固定資産の減価償却の方法 イ 有形固定資産 <u>リース資産以外の建物付属設備及び什器備品</u> 定額法	行う。 2 <u>特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する同第 16 条に規定する積立金は、特別会員会計の他の資産と区分して管理し、理事会が定める基準により、運用を行うものとする。</u> (回収不能債権の償却) 第 30 条 回収不能債権を償却するときは、予め理事会の承認を受けなければならない。ただし、償却しようとする回収不能債権の額が<u>小額</u>の場合は、この限りでない。 第 8 章 決 算 (重要な会計方針等) 第 48 条 本協会の重要な会計方針等は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 有価証券の評価基準及び評価方法 イ 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) ロ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 ハ 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券 (1) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) (2) 時価のないもの 移動平均法による原価法 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法 3 固定資産の減価償却の方法 イ 有形固定資産 定額法

新	旧
ロ 無形固定資産 <u>リース資産以外のソフトウェア 利用可能期間（５年）に基づく定額法</u> ハ <u>リース資産</u> <u>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法による。</u> <u>なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。</u> 4 引当金の計上基準 イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については<u>過去の貸倒実績をもとに算出した貸倒実績率</u>により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する。 ロ 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち<u>当年度</u>に帰属する額を計上する。 ハ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、<u>当年度</u>における退職給付債務に基づき、<u>当年度</u>に発生していると認められる額を計上する。 二 （ 現行どおり ） （ 削 る ）	ロ 無形固定資産 定額法 （ 新 設 ） 4 引当金の計上基準 イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する。 ロ 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち<u>当期</u>に帰属する額を計上する。 ハ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、<u>当期末</u>における退職給付債務に基づき、<u>当期末</u>に発生していると認められる額を計上する。 二 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する。 5 <u>リース取引の処理方法</u> <u>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の</u>

新	旧
<u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> } (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。</u> <u>6</u> 消費税等の会計処理 税込み方式 <u>7</u> キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含める。 <u>8</u> 収支計算書の資金の範囲 現金、預金、短期金銭債権債務（未収金、前払金、立替金、未払金、前受金、預り金等）とする。